○農林水産省告示第四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市濁沢町字本城五九六、五九七の乙、六〇六の一、六〇六の甲、六〇六の甲丑、六〇六の甲寅、六〇六の乙、六一一の一、六一一の二、六一七、六一八、六一八の一、六一八の丑、六一九、六二一の二、六二二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市字赤坂辰乙三四五の一、辰乙三四五の二、辰乙三四六、辰乙三四六の子、字桐ノ木平辰乙三六七、辰乙三六八、辰乙三六八の子、辰乙三六八の丑、辰乙三六九の一、字大久保辰乙三八四の一、辰乙三八五、辰乙三八六、辰乙四〇五の一、辰乙四〇五の子、辰乙四〇七から辰乙四〇九まで、辰乙四一五から辰乙四一八まで、辰乙四二〇、字学山申甲六六四、申甲六六五、申甲六六六の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県魚沼市松川字品ノ木九五三、九五七、九五九、九六二、九六三、字桑ノ木沢九七一から九七三まで、字松川山九九六の三、九九六の四、九九六の一二七から九九六の一三〇まで、九九六の一三九、九九六の一四〇、九九六の一五七から九九六の一五九まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県魚沼市小平尾字種井渕七五一、七五二の二から七五二の四まで、七五三、七五六、七五七、七五九、七六〇の一、七六〇の二、七六一、字曲渕九三〇の二、九三〇の五、九三〇の六、九三〇の二〇から九三〇の二二まで、九三〇の二六、九三〇の二七、九三一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区横沢字柿ノ平四六四の一（次の図に示す部分に限る。）

(一)　指定の目的　水源のかん養

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区落合字川島一四一二の六、字白石一四二五の一、字ハツデ土二二八〇、葵区腰越字蕨平一一八の一、一一八の二、一一九、一二一、一二二の一、一二二の二、字大向一七三の一、一七三の二、一八一の一、一八一の二、一八二、一八三、一八四の一、一八四の二、一八五から一八七まで、一八八の一、一八八の二、一八九から一九三まで、字左沢二〇〇、二〇一、二〇三、葵区内匠字大和向五四の二、七一、字松平七七の一、七七の二、七七の三の一、七七の三の二、葵区森腰字小橋四九九、字物得豆五〇一、五〇二

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百九十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十八日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第一東海自動車道	富士市岩淵字南吉野一三八四番三から同市岩淵字南吉野一三八四番二まで	平成二十二年三月十八日十五時